

重要事項説明書

◆◆目次◆◆

施設運営主体概要	1 page
私たちが大切にしていること・保育理念・保育目標・保育方針	3 page
園での過ごし方	4 page
昼食・おやつなどについて	4 page
保護者の方との懇談会について	4 page
健康診断等について	4 page
利用施設	5 page
開所日・開所時間及び休所日	5 page
施設・設備等の概要	5 page
職員人数および職員体制	6 page
食事の提供・アレルギー対応状況	6 page
保育内容に関する相談・苦情の受付	7 page
緊急時の対応	7 page
非常災害時の対策	7 page
保育の利用の開始及び終了に関する事項	7 page
保育園のご利用に際し留意していただきたいこと	8 page
保育園と保護者の連絡について	8 page
虐待などの禁止	9 page
延長保育について	10 page
利用料金について	11 page
特別支援教育・障害児保育の取り組み状況	11 page
過去3年間の園児の利用状況・評価の実施状況・勧告等の公表状況	11 page



施設運営主体

名称	社会福祉法人 すくすくどろんこの会
所在地	千葉県印西市滝字庚申塚546-5
電話番号	0476-36-5997
代表者氏名	理事長 綿貫 善弘
ホームページ	https://doronkonokai.or.jp/

すくすく のびのび おおきなあれ!

SUKUSUKU
DORONKO

思いきり手を伸ばし、大空に向かって深呼吸をすると
こころとからだは、すーっと軽くなって、心地よい空気に包まれ、
等身大の自分を感じることができます。
子どもたちに、そんな環境をつくってあげたい。

すくすくどろんこの会では、恵まれた自然の中で、
お友だちや先生とふれあい、遊び、活動、行事など、
日々の生活を通してさまざまな体験をしています。
仲よく遊ぶ楽しさやできたときの喜び、
時には、けんかをしたりうまくできないこともあるけれど……。

私たちは、こころに芽生える素直な気持ちを受けとめ、
大切に育てていきたいと考えています。
その時々、純粋な気持ち、いろいろな想いが
やがて、興味や好奇心、創造性につながって、
子どもたちの世界がひろがっていくと信じているからです。

ひとりひとりが自分らしさを見つけ、
こころもからだもすくすくと大きく成長してほしいと願っています。

「保育は“ふつう”でいい」

子どもたちにとって目に映るものすべてが初めて見る光景であり、日常のほとんどが初体験です。大人の考えで「特別なこと」をしなくてもいいのです。子どもが子どもらしくいる、素の姿こそ輝いているのです。数年もすれば、どうしても「がんばらざるをえない」時期がやってくるのです。子どもが子どもらしくいられるのは、ほんのわずかしかなのです。私たちは、そういう時期を大切にしたいと思っています。

「失敗してもいいと思える保育」

チャレンジすれば、うまくいくこともあれば、失敗することもあります。うまくいったことは、成功体験としてその子のなかに蓄積されます。それが達成感や自己肯定感につながっていきます。失敗したら、大声で笑って済ませればいいのです。人は失敗からなにかを学ぶものです。大事なことは、失敗を恐れてなにもできない状態になってしまうこと。失敗しても大丈夫、そんな子どもにしたい。そういう環境をつくることで、子どもたちは失敗を恐れず、どんなことにもためらわずにトライするようになります。さまざまな体験の積み重ねを経た後、いつしか「自信」が生まれてきます。

社会福祉法人すくすくどろんこの会
理事長 綿貫善弘

一人ひとりの子どもが、
かけがえのない人生を豊かに歩んでいけるよう
その人生のスタートである乳幼児期を
『愛おしい存在』として認められ
その『命』を守られ、『心地よくいきいきと生きること』は
最も重要である

子どもの気持ちを尊重し受け止め、認めることで
子どもは『自己』を充分に発揮し、周りの人への信頼感が育ち
『自分は大切な存在』であることを感じ取る
『自分を大切に』『人を大切にする』という
人として大切な感情が育つ

その感情が芽生え、育まれていこう、丁寧に、
広い視野と客観性を持って保育していきます。

私たちが大切にしていること

●丁寧な保育

子ども自身が『その子らしく』『のびやかに』『自己を表現できる』ように、一人ひとりの発達段階や育ちを的確に捉え、見通しを持った上で、『今、何が最善なのか』を念頭に、環境を整え、働きかけていきます。

●遊びの中にこそ学びが溢れている

小学校以降科目履修が始まる時、乳幼児期の豊かな経験がアウトプットの役割を果たします。『やってみたい』『でもうまくいかない』『くやしい』『やった！できた！』の経験こそが、子どもたちの気づき、好奇心、探求心につながります。すぐに答えを伝えるのではなく、試行錯誤に根気よく付き合い、沢山の経験に繋がっていきます。

●仲間の中の自分

『自分でやる』ではなく、『自分たちでやり遂げる』、『自分が楽しい』ではなく、『仲間と協力しながら達成する喜び』の経験は、その後の人生に大いに影響を与えます。それこそが、『自立・自律』であると考えます。思い通りに行かない場合、感情をぶつけてしまう子、逆に黙ってしまう子等、表現の仕方は様々です。それぞれの背景や発達、性格を見極めながら、その時々にあった対応を進めていきます。

●環境

…人的環境…

私たち保育者がその役割を果たします。上記に記載したことを大切に進めていきます。

…物的環境(空間構成)…

安心で安全な環境を念頭に、ヒヤリハットやけが報告、ハザードマップ作成等、事例検証を進め、空間構成を考え、改善していきます。ただし、『平面ですべてが保護された空間』が良い環境だとは考えていません。

失敗や試行錯誤を繰り返しながら『もっとやってみたい』『次失敗しないようにどうしたらいいのか』と考え、『自ら身を守る術』を獲得していくことが、長い将来としては重要だと考えます。『安全』と『一人ひとりの姿から必要な経験ができる環境』のバランスを考えて構成していきます。

●共に生きることを楽しむ

私たちは、プロの保育者として、理論と実践の両方からの視点を持って保育を進めていきます。また、『こうあるべき』『こうしなければならない』という固定概念に縛られることなく、目の前にいる子どもたちが『今を楽しみ、心地よく生活できているか』という視点を見失うことなく、共に歩んでいきたいと思えます。

保育理念・保育目標・保育方針

保育理念 「生きる力」を育てる

保育目標

みんなが主役！

のびやか・おだやか大家族

保育方針

1. 一人ひとりの目線に立ち、みんながお互いを認め合う。
2. 安心・安全な環境を作る。
3. 食べることが好きになる心を育む。
4. 自ら学び、専門性を活かす。

園での過ごし方

子ども達が自分たちの居場所を見つけ、心地よく過ごせるよう、また、主体的に活動できるよう、一日の生活の流れは考えられています。子ども達が一日の見通しを持って生活することは、子ども達の安心、意欲につながります。

※下記一日の過ごし方や年間スケジュールは、あくまで一例となります。詳細は別途ご案内いたします。

1日の過ごし方(例)

時間	内容
7:30	登園開始・検温
9:00	自由遊び
9:45	戸外散歩・主活動
11:00	片付け・手洗い
11:15	昼食
12:30	お昼寝
14:30	目覚め・検温
15:15	おやつ
15:50	自由遊び・降園
18:30	延長保育開始
19:00	最終降園

お散歩	天気が良い日には、保育園近隣にある公園などへお散歩に行きます。
-----	---------------------------------

年間スケジュール(例)

月	内容
4月	入園式
5月	春の健康診断・子どもの日
6月	歯科健診(虫歯予防)・引き渡し訓練
7月	七夕
8月	水遊び
9月	
10月	うんどう会
11月	秋の健康診断
12月	クリスマス会
1月	お正月あそび
2月	おたのしみ会・節分
3月	ひなまつり・進級の会・卒園式

■昼食・おやつなどについて

献立表は管理栄養士が作成し、保護者へは毎月月末に翌月の献立表をお配りします。

★アレルギー食について

食材の中に、食物アレルギーで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、医師の指示の下、除去食の対応をとります。

※代替食をお持ちいただく場合がございます。

■保護者の方との懇談会について

園児の健やかな成長を相互に確認し合い、よりよい育ちにつなげていくために、年に2回、開催予定です。保育園からは日々の保育の様子、行事やできごと、保育懇談会の内容等をお知らせします。また保護者のご意見をいただく場としています。

■健康診断等について

嘱託医による健康診断を年2回以上実施します。また、歯科健診を年1回実施します。健康診断の結果については、児童票に記入し、個別に結果をお知らせします。身体測定は毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票に記入し、個別に結果をお知らせします。

利用施設

施設の種類	認可保育所																	
名 称	すくすくの杜上新庄園																	
認可年月日	2024年4月1日																	
所在地	大阪府大阪市東淀川区豊新5-6-32																	
電話番号	06-6195-1710																	
施設長	小谷 恵美子																	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童																	
目的と運営方針	当施設は、児童福祉法、子ども子育て支援法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。																	
認 可 定 員	83 名 <table><tr><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr><tr><td>9名</td><td>11名</td><td>12名</td><td>17名</td><td>17名</td><td>17名</td></tr></table> ※0歳児クラスは生後57日目以降の児童とする						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	9名	11名	12名	17名	17名	17名
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳													
9名	11名	12名	17名	17名	17名													
利 用 定 員	80 名 <table><tr><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td></tr><tr><td>9名</td><td>11名</td><td>12名</td><td>16名</td><td>16名</td><td>16名</td></tr></table> ※0歳児クラスは生後57日目以降の児童とする						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	9名	11名	12名	16名	16名	16名
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳													
9名	11名	12名	16名	16名	16名													
取扱う保育事業の種類	月極保育 延長保育 0歳児保育																	
第 三 者 評 価 の 概 要	大阪府 が認証した評価機関による事業評価を定期的に受審します。 その結果を WAM NET にて情報公開します。																	
嘱託医及び委託内容	氏名：光井英昭 光井診療所 入所時および年2回、健康診断の実施																	
消防訓練	消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練を月1回以上実施																	
消防設備	自動火災報知設備・漏電火災警報機・消火器具・誘導灯																	

開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで			
開所時間		7:30	～	19:00
	保育標準時間認定の方	7:30	～	18:30
	延長保育時間	18:31	～	19:00
	保育短時間認定の方	9:00	～	17:00
	延長保育時間	7:30	～	8:59
	延長保育時間	17:01	～	19:00
休所日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日・12月29日から1月3日までの年末年始			

施設・設備の概要

建物構造	鉄骨造				
使用面積	497.55 m ²				
施設の内容			100.9		
	保育室・遊戯室	面積:	99.15 m ²		
	調理室	面積:	25.02 m ²		
	医務室/事務室	面積:	19.43 m ²		
	園庭	面積:	98.98 m ²		
	幼児用トイレ	13 個	大便器	9個 小便器	4個

職員人数および職員体制

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号）」の定める

基準を遵守し、保育の実践に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	職務内容	人数	勤務体系
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1名	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)
主任保育士	園長を助け、園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1名	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録を行う	13名	正規の勤務時間帯(7:15～19:00)
栄養士・調理員	園児の栄養指導及び管理、給食調理を行う	3名	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
看護師	園児の健康状態を観察把握し健康管理等を行う	1名	正規の勤務時間帯(7:30～18:30)

嘱託医	嘱託歯科医
1名	1名

食事の提供・アレルギー対応状況

■食事の提供方法 自園調理

■食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9:00頃	10:30～11:30頃	15:00頃
1歳児			
2歳児			
3歳児	—	12:00頃	
4歳児			
5歳児			

■アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

保育内容に関する相談・苦情の受付

保護者の皆様が安心して預けられるように、保育園の利用に関しての相談を行います。
どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談窓口	窓口担当者 施設長 小谷 恵美子 電話番号 06-6195-1710 担当者が不在の時は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	氏名 杉田 興亮 氏名 柴海 正明 電話番号 048-884-9672 電話番号 047-698-1339
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

当保育園以外に、大阪市(区)の問合せ先があります。

担当区役所	大阪市東淀川区役所 保健福祉課(子育て・教育) 所在地 大阪市東淀川区豊新2丁目1-4 電話番号 06-4809-9850
-------	---

緊急時の対応

保育中に急激な体調の変化、その他緊急事態等が生じた場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、医療機関へ連絡、受診など必要な措置を講じます。保護者と連絡がつかない場合には、当園が責任を持って、然るべき対応を行います。あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名 光井英昭 光井診療所 住所 大阪市東淀川区豊里6-4-14 電話番号 06-6327-3805
嘱託歯科医	氏名 有岡 貴行 有岡歯科医院 住所 大阪府大阪市東淀川区大隅1丁目2-21 電話番号 06-6325-8080
救急隊	管轄消防署 東淀川消防署 所在地 東淀川区菅原4-4-27 電話番号 06-6320-0119
警察署	管轄警察署 東淀川警察署 所在地 東淀川区豊新1-6-18 電話番号 06-6325-1234

非常災害時の対策

地震などの災害が発生した際には指定の場所に避難することがあります。園では毎月、避難訓練及び消火訓練を実施するとともに、年に一度、保護者も対象とし、避難所でお子様を引き渡すための訓練を実施しています。
また、「コドモン配信」や「災害時伝言ダイヤル171」を使った訓練など災害に備えています。

避難場所	第1避難場所 瑞光寺公園 広域避難場所 淀川河川(豊里地区)
------	-----------------------------------

保育の利用の開始及び終了に関する事項

■入所

- 施設の入所は子ども・子育て支援法第19条の規定に基づき自治体の長が保育を必要と認めた児童とする。
- 選考及び申込みに関する事柄は各市区町村の保育実施要綱又はそれに類する条令・条項に基づき行われることとする。

■退所

- 次の各号に該当したときは、保育の実施を解除し保護者より退所届を提出させ退所させるものとする。
 - ①子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ②その他市区町村からの要請があり、協議の上適当と認められたとき。
 - ③園児の保護者より退所の申し出があり、所定の手続きを終了したとき。

保育園のご利用に際し留意していただきたいこと

■登園前の健康状態の確認

登園前には必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。当園では、厚生労働省発行「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、37.5℃を目安に、全身の状態をふまえ、体調不良とみられる際はお預かりができない場合があります。お子様の状態を総合的に把握し、登園の判断をお願いします。

■欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

欠席や遅刻の連絡は、朝9時までにご連絡ください。お迎えが遅れる場合は、早めに園までご連絡ください。保護者以外の方の送迎は、保護者からご連絡の上、身分証明書(写真貼付)等をご提示ください。

■園での体調不良

保育中に、38℃以上(目安)の発熱・おう吐・下痢等の体調不良が見られた場合はご連絡いたしますので、できるだけ速やかにお迎えと受診をお願いいたします。

■感染症・与薬について

感染症にかかった場合は、疾患の種類に応じて、登園許可書(治癒証明書などの指定用紙)をご提出いただいてからの登園になります。園での与薬については、原則お断りさせていただいています。但し、持病の方等、医師の指示により、どうしても必要な場合には、施設長まで個別にご相談ください。

■お子様の情報の取り扱いについて

就学予定の小学校や、地域の子育て支援事業を行う機関へ、必要に応じお子様の情報を共有・提供する場合がございます。

保育園と保護者の連絡について

■コドモン連絡帳(乳児)

園児の生活状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、保育支援システム「コドモン」の連絡帳を利用いたします。体温、食事、睡眠、排便、遊びなどの様子を園側はもちろんですが、保護者もご家庭での様子をできるだけ詳細にご記入お願いします。24時間サイクルでお子様を捉え育んでいきましょう。

■おたより

園だより・・・月の予定や保育の様子などをお伝えいたします。
保健だより・・・感染症や保健衛生に関する情報などをお知らせいたします。
給食だより・・・給食や食育についての情報などをお知らせいたします。

■お知らせの掲示

玄関等、園指定の掲示板にお知らせを掲示することがあります。登降園の際にご確認をお願いします。またコドモンでもお知らせいたします。

■保育懇談会

年に2回、開催予定です。保護者代表者と外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び法人がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を展開していくために開催いたします。

■賠償責任保険の加入

当園の責任に帰すべき事由によりお子様に損害を与えた場合、賠償責任保険から加入限度内で保険金をお支払いいたします。尚、不可抗力による事故の場合等、保険金が支払われない場合もございます。

全国私立保育連盟 (ほいくのほけん)	1事故につき 対人・対物	対人:1名2億円/1事故10億円 対物:1事故200万円
-----------------------	-----------------	---------------------------------

※傷害保険については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しています。

虐待などの禁止

●施設は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- (2)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施。
- (3)その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。

●職員は入所児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1)殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。
- (2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6)入所児の年齢及び健康状態から必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該入所児を無視すること。

●児童虐待防止法遵守

職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市区町村に通報するものとする。

延長保育について

「延長保育」とは、保護者の勤務時間、通勤時間等のため、基本保育時間（標準認定の場合は11時間、短時間認定の場合は8時間）を超えて保育することをいいます。延長保育は原則合同保育となります。

■ご利用にあたって

- 1.延長保育のご利用は、保護者が延長保育の利用要件に該当することが必要となります。
- 2.産前産後休暇・育児休業期間中は、延長保育は原則ご利用できません。
- 3.保育料とは別に延長保育料をご負担いただきます。
- 4.原則開園時間外(7:30～19:00以外)の延長は受け付けません。時間厳守をお願いします。
- 5.延長保育の実施の開始日は申し出を受理した翌月1日からとなります。

■利用の申込みについて

- 1.ご利用いただくには「延長保育・土曜保育利用申請書」にて申し出が必要です。
- 2.「延長保育・土曜保育利用申請書」の記載内容について確認をさせていただく場合がございます。
- 3.雇用証明書など必要書類のご提出をいただく場合がございます。

■ご利用内容の変更について

勤務先や勤務状況が変更になった場合等、申し込み時より変更が生じた場合は、「延長保育・土曜保育利用申請書」にてその旨を申し出いただきます。

■ご利用の停止について

- 1.延長保育の必要がなくなった（育児休業の取得や勤務時間・勤務先の変更等により延長保育時間前にお迎えができるようになった）場合は、速やかに「延長保育利用停止届書」をご提出いただきます。
 - 2.利用料金（以下、「延長保育料」といいます。）は延長保育実施の停止日が月の途中であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
 - 3.「延長保育利用停止届書」の提出がない場合において、施設長が延長保育の必要要件がなくなったと知りえた場合や延長保育の利用が長期間ないときは、延長保育の利用を取り消すことがあります。
- なお、この場合も、利用を取り消した月の分まで延長保育料をお支払いいただきます。

■延長保育をスポットで利用される場合

スポット延長保育とは、勤務(就労)の都合でお迎えが基本保育時間を超えるご家庭を対象に、お申込みいただいたうえで、一日単位でご利用いただくものです。「延長保育・土曜保育スポット利用申請書」を前月20日(20日が休日の場合は翌営業日)までに園へご提出ください。

なおスポット利用が必要でなくなる場合は利用日の1週間前までに園へお申し出ください。

■補食の申し込みについて

延長保育の際に提供する補食は、事前にお申し入れいただきます。また、後日補食が必要になった場合や、補食が必要なくなった際には下記期日までにお知らせください。（※期日を過ぎてのキャンセルは、提供如何にかかわらず料金をいただく場合があります。）

補食：当日15時まで

■その他注意事項

- 1.お迎えの時間に遅れた場合の取り扱いについて
 - (1)標準時間認定で月極延長保育、スポット延長保育の利用者以外の方で、お迎えが基本保育時間を過ぎた場合（土曜日も含む）は、児童1人につき、スポット延長保育料金と同額を徴収させていただきます。
 - (2)短時間認定でスポット延長保育の利用者以外の方は、お迎えが基本保育時間を過ぎた場合（土曜日も含む）は、児童1人につき、スポット延長保育料金と同額を徴収させていただきます。
 - (3)月極延長保育、スポット延長保育の利用者の方で、お迎えが申込みされた延長保育時間、スポット延長保育時間を過ぎた場合は、過ぎた時間に対して児童1人につきスポット延長保育料金と同額を徴収させていただきます。
 - (4)公共の交通機関の遅延による場合は「遅延証明」の提出（後日の提出でも可）があれば、スポット延長保育料金はかかりません。
 - (5)上記の(1)(2)(4)において、「食事」の提供はございません。
 - (6)保育園の閉園時間後のお迎えになった場合は、別途費用をお支払いいただきます。
- 2.延長保育料の滞納について
 - (1)延長保育料を滞納した場合、延長保育、スポット延長保育はご利用いただけなくなります。

利用料金について

■料金のお支払いについて
月極料金については当月のお支払いとなります。
スポット料金延長保育については翌月(利用実績分)のお支払いとなります。

■料金のお支払い方法について
ご指定の口座より口座振替となります。保育支援システム コドモンの『口座振替ご登録』よりご登録ください。

■口座振替日
当月分の料金の振替日は、毎月20日(休日の場合は翌営業日)です。
残高不足等による口座振替不能の場合は、翌月に未払金を合算した料金の口座振替となります。
尚、料金を3ヶ月以上滞納した場合は、対象のサービスを停止させていただく場合がございます。

■延長保育料について

開所時間 7:30～ 19:00

月極料金

認定区分	保育時間	延長保育時間	時間	料金	備考
保育標準時間認定の方	7:30～ 18:30	18:31～19:00	30分ごと	1,450円	
保育短時間認定の方	9:00～ 17:00	—	—	—	

スポット料金

認定区分	保育時間	延長保育時間	時間	料金	備考
保育標準時間認定の方	7:30～ 18:30	18:31～19:00	30分ごと	150円	
保育短時間認定の方	9:00～ 17:00	7:30～8:59	30分ごと	150円	
		17:01～19:00	30分ごと	150円	

スポット補食代	—
---------	---

■給食費について 対象:3歳児以上クラス

主食費	月額2,500円/人
副食費	月額4,500円/人

欠席等による日割り計算やきょうだい割引はございません。
大阪市以外からご利用されている場合は、金額が一部異なる場合があります。

■その他料金など、実費徴収が発生する場合には、保護者の同意を必ず得ることとします。

◇別紙 別途徴収金一覧参照。

特別支援教育・障害児保育の取り組み状況

■地域社会の中で、障害のあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障害児保育を行っています。

過去3年間の園児の利用状況・評価の実施状況・勧告等の公表状況

■園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2023年度	9名	11名	12名	16名	16名	16名
2024年度	9名	11名	12名	16名	16名	15名
2025年度	9名	11名	12名	16名	16名	16名

■第三者評価の受審状況…2025年度受審/独立行政法人福祉医療機構 WAM NET「福祉サービス評価情報」検索参照

■子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項により公表・公示された旨…なし

■自己評価の実施状況…2024年度実施(ホームページ掲載)

- 『施設運営主体概要』を確認いただきましたか はい ☐
- 『私たちが大切にしていること・保育理念・保育目標・保育方針』を確認いただきましたか はい ☐
- 『園での過ごし方』を確認いただきましたか はい ☐
- 『昼食・おやつなどについて』を確認いただきましたか はい ☐
- 『保護者の方との懇談会について』を確認いただきましたか はい ☐
- 『健康診断等について』を確認いただきましたか はい ☐
- 『利用施設』を確認いただきましたか はい ☐
- 『開所日・開所時間及び休所日』を確認いただきましたか はい ☐
- 『施設・設備等の概要』を確認いただきましたか はい ☐
- 『職員人数および職員体制』を確認いただきましたか はい ☐
- 『食事の提供・アレルギー対応状況』を確認いただきましたか はい ☐
- 『保育内容に関する相談・苦情の受付』を確認いただきましたか はい ☐
- 『緊急時の対応』を確認いただきましたか はい ☐
- 『非常災害時の対策』を確認いただきましたか はい ☐
- 『保育の利用の開始及び終了に関する事項』を確認いただきましたか はい ☐
- 『保育園のご利用に際し留意していただきたいこと』を確認いただきましたか はい ☐
- 『保育園と保護者の連絡について』を確認いただきましたか はい ☐
- 『虐待などの禁止』を確認いただきましたか はい ☐
- 『延長保育について』を確認いただきましたか はい ☐
- 『利用料金について』を確認いただきましたか はい ☐
- 『特別支援教育・障害児保育の取り組み状況』を確認いただきましたか はい ☐
- 『過去3年間の園児の利用状況・評価の実施状況・勧告等の公表状況』を確認いただきましたか はい ☐

以上、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意いたしました。

西暦 年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

別紙 別途徴収料金一覧

すくすくの杜上新庄園

2026年4月1日

今年度の別途徴収一覧です。金額等の変更がある場合には事前にお知らせし、項目、料金を変更する場合がありますのでご了承ください。

No	徴収項目	単位	金額(税込)	備考欄
1	主食代(月極)	月額	¥2,500	3歳児以上
2	副食代(月極)	月額	¥4,500	3歳児以上
3	寝具代(布団)	月額	¥650	レンタル代(シーツ含)
4	寝具代(コット)	月額	¥350	レンタル代
5	延長料金(月極)	30分	¥1,450	
6	延長料金(スポット)	30分	¥150	
7	延長料金(19時以降)	30分	¥600	
8	日本スポーツ振興共済掛金	年間	¥200	
9	行事費	年間	¥2,000~ ¥5,000程度	遠足等の交通費・入場料など
10	帽子	1枚	¥930	0歳児
11	帽子	1枚	¥840	1歳児以上
12	道具箱	1個	¥470	
13	のり	1個	¥140	
14	はさみ	1本	¥260	
15	クレヨン	1箱	¥520	
16	クレヨン	1本	¥40	
17	粘土	1個	¥350	
18	粘土板	1枚	¥440	
19	粘土ケース	1個	¥200	
20	色鉛筆	1箱	¥710	
21	色鉛筆	1本	¥50	
22	自由画帳	1冊	¥200	
23	卒園アルバム	1冊	¥3,500	
24	ストラップ	1個	¥150	
25				
26				
27				
28				
29				
30				